

「実務経験証明書」を発行される事業者(証明者)の方へ

◇ 「実務経験（見込） 証明書」記入上の注意事項

- (1) 実務経験（実務経験見込）証明書は、受験資格等を「第 26 回(令和 5 年度)受験の手引き」、又は本会の WEB ページ (<https://www.fukushiniigata.or.jp/guidance/>) で確認した上で、証明権限を有する方（法人の代表者、施設・事業所の長等、証明権限がある方を言います。以下「証明者」。）が作成してください。※受験申込者が自署した場合、本証明書は無効となります。
- (2) 証明者は、必ず受験者（被証明者）の業務従事状況を書類等で確認した上で証明を行ってください。
- (3) 受験者の実務経験について、「別表 1（P14）に定める国家資格等に基づく業務」、又は「別表 2（P16）に定める相談援助業務」のいずれかに従事していることを確認した上で証明を行ってください。
- (4) 証明内容が不明な場合等は、証明者に内容確認の問い合わせをすることや、書類再提出等を求めることがあります。

＜国家資格等に基づく業務について＞

○要援護者に対する直接的な対人援助業務が、当該資格の**本来業務として明確に位置付けられている**ことが必要です。

（実務経験に該当する例）

- ・病院の医師として患者の診察治療にあたっている。
- ・指定訪問介護事業所で訪問介護員（介護福祉士を有する）として介護業務を行っている。
- ・指定通所介護事業所で生活相談員（社会福祉士を有する）として相談業務を行っている。

○なお、国家資格等を有していても、次のようなケースは実務経験には該当しません。

（実務経験に該当しない例）

- ・国家資格等に基づく要援護者に対する直接対人援助業務でない場合

（例）「看護師を有している者が行う看護学校業務や研究業務」

「介護福祉士を有する訪問介護員が行う生活援助のみの業務」

「栄養士が行う献立作成や調理」 等

- ・要援護者に対する直接対人援助業務が国家資格等の本来業務に位置付けられていない場合

（例）社会福祉士を有している者が行う介護業務（介護職員として従事） 等

	実務経験証明書の項目	記入要領
①	法人等の所在地・名称・代表者	・代表者氏名に職名を付し、職印（代表者印）を押印してください。
②	証明書作成者職・氏名	・実務経験証明書を作成した者の職名・氏名と連絡先電話番号を記入してください。
③	証明日	・実務経験証明書の発行(証明した)日を記入してください。
④	証明区分	・実務経験を証明する日以降に見込まれる勤務期間を含めて証明する場合は、「見込」を「○」で囲んでください。
⑤	現在の勤務状況	・いずれかを「○」で囲んでください。
⑥	氏名	・証明を受ける者の勤務当時の氏名を記入してください。 ※改姓により申込書と証明書の氏名が異なるときは、戸籍抄本（原本）が必要です。

⑦	施設・事業所名	・社会福祉法人〇〇会老人デイサービスセンター〇〇園、(株)〇〇新潟支店など、正式な名称を記入してください。 ・同一法人において、2ヶ所以上の事業所等に勤務した場合や従事する業務が変わった場合については、A、B 欄に古い順からそれぞれ記入してください。
⑧	施設・事業所の種別	・18 ページ【別表3】勤務先種別コードの「コード」及び「施設種別」を記入してください。
⑨	業務コード	・14～17 ページの【別表1】又は【別表2】の業務コードを記入してください。(実務経験証明書下欄の「(注) 業務コード欄の記入方法」参照)
⑩	業務内容	・証明を受ける者が従事している、又は従事していた業務の内容を具体的に記載してください。
⑪	業務従事期間	・証明を受ける者が、要援護者に対する直接的な対人援助業務を行っていた期間を記入してください。 ※ 直接的な対人援助ではない業務（教育業務、研究業務、営業、事務等）を行っている期間は、実務経験には含まれません。 ・常勤、非常勤、パート等の勤務形態は問いません。 <留意事項> ① 業務従事期間の終期は、証明に係る業務を離れた日を記載してください。 ② 現在も引き続き証明に係る業務に従事している場合は、従事期間の終期は証明日としてください。 ③ 産前産後休暇は業務従事期間に含むことができますが、育児休業、病気休業等は含めることができません。 ※ これらの休業期間は、「従事期間のうち休業等の期間」欄に記入してください。 ④ 証明区分を「見込」とする場合は、受験要件を満たす最短の見込業務従事期間を記載してください。 ※ 見込みでの実務経験が認められる期間は、令和5年10月7日(土)までです。 ※ 「見込」証明書として提出した受験者は、10月31日(火)までに実務経験証明書（証明区分「確定済」）を改めて簡易書留にて提出してください。 ⑤ 法定資格に基づく業務については、法定資格登録（免許）証に記載された資格登録(免許交付)日以降の「従事期間」及び「実従事日数」を記載してください。 【例】平成16年4月1日に就職(一般病棟で看護補助業務に従事) ↓ 平成18年4月18日に看護師免許交付(看護師業務に従事) ※ この場合、平成18年4月18日以降の従事期間及び実従事日数を記載してください。
⑫	うち実従事日数	・就業期間内において実際に業務に従事した日数(休日、休暇、病気休暇、研修、休職等で業務に従事しなかった日数を除いた日数)を記載してください。 <留意事項> ① 「実従事日数」の日換算は、1日の勤務時間が短い場合であっても1日勤務したものと見なします。勤務表等に基づいた実際の勤務日数を記載してください。 ② 1日に2カ所で業務に従事した場合、従事日数は1日となります。 ③ 正確な業務従事日数を証明できない場合は、次の日数を勤務日数として取り扱うことができます。 1年間の勤務日数＝年間勤務日数－年間有給休暇取得可能日数 ・年間勤務日数：就業規則等で定められた通常勤務する日数 ・年間有給休暇取得可能日数：有給休暇取得の有無にかかわらず、取得することができる最長の日数

	実務経験証明書の項目	記入要領
⑬	従事期間のうち休業等の期間	・産前産後休暇又は育児休業、病気休業等による休業期間がある場合に記入してください。

その他の留意事項	
・勤務していた施設、病院、事業所等が既に廃止している場合や業務に従事した時期が古く証明ができない場合 ⇒ 原則として、その期間は業務従事期間として算定されません。 ・当該証明に代わるものとして、給与明細書、雇用契約書等があり、実務経験の有無を確認できる場合は、県社協に相談してください。	
・現在は受験資格に係る業務に従事していなくても、過去に就業した経験があり、その業務従事期間が受験要件を満たす場合は受験できますので、過去に就業した施設等で証明を受けてください。	
・複数の勤務先で業務に従事した経験を通算する場合 ⇒ 勤務先ごとに実務経験の証明を受けてください。 (実務経験証明書の用紙はコピー(A4判)するか、県社協ホームページからダウンロードしてください。)	
・法人立の病院又は施設等の長が受験する場合 ⇒ 法人の代表者が実務経験を証明してください。	
・法人立(ひとり法人)の診療所等で、実務経験証明書の証明者と被証明者(受験者本人)及び法人の代表者が同一である場合 ⇒ 開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の写しを添付するか、又は開設確認書(様式 11)により保健所でその旨証明を受け、添付してください。 ・開業許可書等の写しを添付する場合は、それらの書類に証明者の氏名が明記されていなければなりません。	
・法人格を持たない診療所、施術所又は事業所等であって、証明者と被証明者(受験者本人)が同一の場合 ⇒ 開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の写し、または開設確認書(様式 11)など、証明者本人の身分を客観的に証明する書類が必要です。	

<注意>

- ・受験申込み時に「見込」による実務従事期間・従事日数を含めて実務経験証明書を提出している場合、「確定済」の実務経験証明書の提出が必要となります。令和 5 年 10 月 31 日(火)までに提出されなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして、介護支援専門員実務研修試験の受験そのものが無効となりますので、条件が満たされ次第、速やかに提出してください。
- ・受験申込みに当たって虚偽又は不正があった場合及び受験中の不正行為が判明した場合は新潟県介護支援専門員実務研修受講試験の受験は無効となります。
また、試験結果通知後これらが判明した場合は、試験結果が合格であっても取り消します。

記載例

実務経験証明書

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

法人等	所在地	〒950-0965	
	名称	新潟県新潟市中央区新光町〇丁目〇番〇号	
	代表者 (職名)	社会福祉法人〇〇会 理事長 越後 太郎	
		P.25の「証明権限を有する代表者に 関する留意事項」1を確認する	
	証明書作成者	総務課係長 越佐 次郎	認印 越佐

※施設・事業所の長が証明できるのは、証明権限のある者（法人の理事長等）から証明権限が委任されている場合に限りです。

下記の者の実務経験は、以下のとおりで
あることを証明します。

証明日	令和 5 年 6 月 20 日	証明区分	確定済・見込
現在の勤務状況	勤務中 退職又は受験対象外業務に従事		

内 訳（勤務の古い順に A 欄から記載してください。）

証明区分を「見込」とする場合は、10月31日までに「確定済」の証明書を改めて提出する

フリガナ	ニイガタ ハナコ	平成
氏 名	新潟 花子	業務従事年月(A+B) 5 年 0 ヶ月 うち実従事日数(a+b) 1,075 日間

内 訳（勤務の古い順に A 欄から記載してください。）

A 欄	施設・事業所名	社会福祉法人〇〇会 特別養護老人ホーム 〇〇園	施設・事業所の種別【別表3】	
			コード	施設種別
			0 1	介護老人福祉施設
	職種又は職名	介護職員（介護福祉士）	法定資格コード【別表1】	2 0
			業務コード【別表2】	2 0 4
	業 務 内 容 (具体的業務内容を記載)	高齢者・要援護者等の入浴・食事の介助及びその他の介護		
	業務従事期間	昭和 平成 令和 29 年 6 月 15 日 ~ 令和 1 年 6 月 14 日	年月 A 1ヶ月未満切り捨て 育休・病休等は含めない	2 年 0 ヶ月 うち実従事日数 a 400 日間
	従事期間のうち 休業等の期間	①産前産後休暇 昭和・平成・令和 1 年 3 月 9 日 ~ 昭和・平成・令和 1 年 6 月 14 日 ②育休・病休等 昭和・平成・令和 1 年 6 月 15 日 ~ 昭和・平成・令和 2 年 6 月 14 日		

B 欄	施設・事業所名	社会福祉法人〇〇会 老人デイサービスセンター 〇〇園	施設・事業所の種別【別表3】	
			コード	施設種別
			0 8	老人デイサービスセンター
	職種又は職名	生活相談員（社会福祉士）	法定資格コード【別表1】	1 9
			業務コード【別表2】	
	業 務 内 容 (具体的業務内容を記載)	相談援助業務		
	業務従事期間	昭和 平成 令和 2 年 6 月 16 日 ~ 令和 5 年 6 月 20 日	年月 B 1ヶ月未満切り捨て 育休・病休等は含めない	3 年 0 ヶ月 うち実従事日数 b 675 日間
	従事期間のうち 休業等の期間	①産前産後休暇 昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 昭和・平成・令和 年 月 日 ②育休・病休等 昭和・平成・令和 年 月 日 ~ 昭和・平成・令和 年 月 日		

※注意！「通所介護事業所における生活相談員」の業務は、業務コード 20 介護福祉士の資格に基づく業務には該当しません

・現在も引き続き証明に係る業務に従事している場合は、従事期間の終期は証明日を記入
・「見込」の場合は、10月8日まで期間参加が可能

(注) 業務コード欄の記入方法

- ・法定資格に基づく業務の場合 → 法定資格コード（業務コード）【別表1】を右つめて記入
- ・別に定める【別表2】相談援助業務の場合 → 相談援助業務の業務コード【別表2】を記入

- ・証明区分を「見込」として提出する場合は、受験要件を満たす最短の見込従事期間を記載してください（受験要件より長い従事期間を見込む必要はありません）
- ・記載を誤った場合は、二重線で消し、必ず証明権限を有する方の職印「長の印」で訂正してください（修正液等の使用による訂正は無効）。

【別表１】法定資格に基づく業務に従事する者（法定資格コード（兼）業務コード）

- ① 下記資格に基づく業務に従事する者が対象となります。
- ② 算入できる業務従事期間は、**下記資格の登録日又は免許交付日以降の期間**です。
- ③ 業務については、**要援護者に対する直接的な対人援助業務が、対象者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要**です。

※ 下記資格を有していても、要援護者に対する直接的な対人援助ではない教育業務、研究業務、営業、事務等を行っている期間は、実務経験には含まれません。

コード	区 分	対 象 者
０１	医師	医師として医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事する者
０２	歯科医師	歯科医師として歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事する者
０３	薬剤師	薬剤師として調剤、医薬品の供給その他薬事衛生を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事する者
０４	保健師	保健師として厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事する者
０５	助産師	助産師として厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦もしくは新生児の保健指導に従事する者
０６	看護師	看護師として厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者もしくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助に従事する者
０７	准看護師	准看護師として都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、傷病者もしくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助に従事する者
０８	理学療法士	理学療法士として厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法に従事する者
０９	作業療法士	作業療法士として厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法に従事する者
１０	視能訓練士	視能訓練士として厚生労働大臣の免許を受けて、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査に従事する者
１１	義肢装具士	義肢装具士として厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合に従事する者
１２	歯科衛生士	歯科衛生士として厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。）の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為に従事する者 一 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること。 二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。 三 歯科保健指導をなすこと。

コード	区 分	対 象 者
1 3	言語聴覚士	言語聴覚士として厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助に従事する者
1 4	あん摩マッサージ指圧師	厚生労働大臣より、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受け、あん摩、マッサージもしくは指圧、はり又はきゅうに従事する者
1 5	はり師	
1 6	きゅう師	
1 7	柔道整復師	柔道整復師として厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復に従事する者
1 8	栄養士（管理栄養士を含む）	〈栄養士〉 都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事する者 〈管理栄養士〉 厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等に従事する者
1 9	社会福祉士	社会福祉士として登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助に従事する者
2 0	介護福祉士	介護福祉士として登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対する介護に関する指導に従事する者 <注意> <u>「(地域密着型) 通所介護事業所における生活相談員」の業務は、介護福祉士の資格に基づく業務には該当しません</u>ので、注意してください。
2 1	精神保健福祉士	精神保健福祉士として登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助に従事する者

【別表 2】相談援助業務に従事する者（業務コード）

- ① 次に掲げる施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者が対象となります。
- ② いずれの受験要件においても、**要援護者に対する直接的な対人援助業務が、対象者の本来業務として明確に位置づけられていることが必要**です。

コード	対象事業及び施設	職種	規定する法令・通知等
201	特定施設入居者生活介護 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ○有料老人ホーム ○その他厚生労働省令で定める施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	生活相談員	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 11 項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 37 号）第 175 条第 1 項第 1 号
202	地域密着型特定施設入居者生活介護 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ○有料老人ホーム ○その他厚生労働省令で定める施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	生活相談員	介護保険法第 8 条第 21 項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 110 条第 1 項第 1 号
203	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○特別養護老人ホーム （29 人以下） <u>< 注意 ></u> <u>特別養護老人ホームに併設して行われている老人デイサービス事業等における生活相談員は、この項に定める生活相談員には該当しません</u>	生活相談員	介護保険法第 8 条第 22 項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 131 条第 1 項第 2 号
204	介護老人福祉施設 ○特別養護老人ホーム （30 人以上） <u>< 注意 ></u> <u>特別養護老人ホームに併設して行われている老人デイサービス事業等における生活相談員は、この項に定める生活相談員には該当しません</u>	生活相談員	介護保険法第 8 条第 27 項 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 39 号）第 2 条第 1 項第 2 号
205	介護老人保健施設	支援相談員	介護保険法第 8 条第 28 項 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 40 号）第 2 条第 1 項第 4 号
206	介護予防特定施設入居者生活介護 以下の施設のうち介護保険の指定を受けたもの ○有料老人ホーム ○その他厚生労働省令で定める施設 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	生活相談員	介護保険法第 8 条の 2 第 9 項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 231 条第 1 項第 1 号

コード	対象事業及び施設	職種	規定する法令・通知等
207	計画相談支援 ○指定特定相談支援事業所	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 18 項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条
208	障害児相談支援 ○指定障害児相談支援事業所	相談支援専門員	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 7 項 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第 3 条
209	生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立支援法（平成 30 年法律第 44 号）第 3 条第 2 項 生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙（別添 1）自立相談支援事業実施要領 3（2）ア

【別表３】勤務先種別コード

コード	施 設 種 別
０１	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
０２	介護老人保健施設
０３	病院（診療所も含む）
０４	在宅（老人）介護支援センター、地域包括支援センター
０５	訪問介護事業所
０６	訪問看護ステーション
０７	訪問入浴施設
０８	老人デイサービスセンター
０９	養護老人ホーム
１０	軽費老人ホーム（ケアハウスを含む）
１１	有料老人ホーム
１２	短期入所施設（ショートステイ）
１３	認知症高齢者グループホーム
１４	小規模多機能型居宅介護事業所
１５	救護施設
１６	薬局
１７	身体障害児者関係施設又は事業所
１８	知的障害児者関係施設又は事業所
１９	精神障害者関係施設又は事業所
２０	あん摩、マッサージ、はりきゅう施術所
２１	接骨院
２２	社会福祉協議会
２３	市役所・町村役場（福祉事務所、保健センター等を含む）
２４	その他の相談援助又は介護等の業務を行う施設又は事業所
２５	上記以外の事業所等 （受験対象とならない業務を現在行っているもの）
２６	無職

※種別コード番号は、最も近いと思われるものを選択してください。

※実務経験証明書の「施設種別」欄には正式名称を記入してください。